平成２２年（フ）第２２５号
宮城県栗原市金成有壁太田杜30番地６　市営萩野住宅Ｅ－１
破産者　千葉　　薫
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
宮城県大崎市岩出山字上川原北179番地　岩出山上川原住宅３号棟４号
破産者　遠藤　京子
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
秋田県北秋田市綴子字小田30番地、前住所神奈川県川崎市幸区鹿島田47番地　ふそう陸送408、借入時住所神奈川県川崎市幸区南加瀬４－９－32
破産者　堀内喜美雄
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第７３号
栃木県大田原市黒羽向町439　芭蕉ハイツ201号室
破産者　舘石　傳吉
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１５７号
山形県米沢市太田町５丁目1581番地
破産者　今井　健次
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第６７２号
川崎市高津区溝口４丁目９番12号
破産者　折井　尚子（旧姓大橋）
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７３９号
川崎市中原区木月３丁目24番14号　黒川方
破産者　平井　　薫
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４６号
川崎市川崎区浅田３丁目２番３号
破産者　宮里　政弘
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７８号
千葉県浦安市東野２丁目４番３－108号　レクセル新浦安、開始決定時の住所川崎市宮前区野川227番地　エスペランサ野川102
破産者　角田　　甚
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４８１号
金沢市太陽が丘２丁目109番地
破産者　堀江　一雄
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２２０号
長野県松本市中央４丁目７番16号
破産者　磯邉　猛雄
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１４６６号
愛知県小牧市大字岩崎2180番地16
破産者　輪違　栄治
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０１８号
愛知県刈谷市今川町山ノ神111番地２
破産者　市川　研治
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０５１号
愛知県小牧市古雅２丁目10番地15
破産者　わしょく亭秀瑠こと　安藤　恵子
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０９２号
愛知県半田市白山町３丁目７番地
破産者　榊原佐代子
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１３６号
大阪府東大阪市高井田西２丁目８番２号　高井田青山ビル402号
破産者　武藤　幸子
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８８０号
奈良県宇陀市榛原区赤埴1355番地
破産者　後藤　理恵
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５６３号
大阪市西淀川区姫島４丁目３番26号
破産者　堅田　宜広
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１１８号
大阪市淀川区十八条３丁目８－44、開始決定時の住所大阪市淀川区十八条３丁目５番９号
破産者　植村　徹朗
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部